

＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組及びバイオ燃料等製造に係る栽培実証等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

＜政策目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減） ○ 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年まで]

＜事業の内容＞

1. バイオマスの地産地消

- ① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）
家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まらずに熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、効果促進対策等を支援します。
- ② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。
- ③ バイオ液肥の利用促進
ア 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布実証）。
イ 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
ウ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。
- ④ バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証
国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。

2. 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等を支援します。また、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設整備等や製品流通のための調査等を支援します。

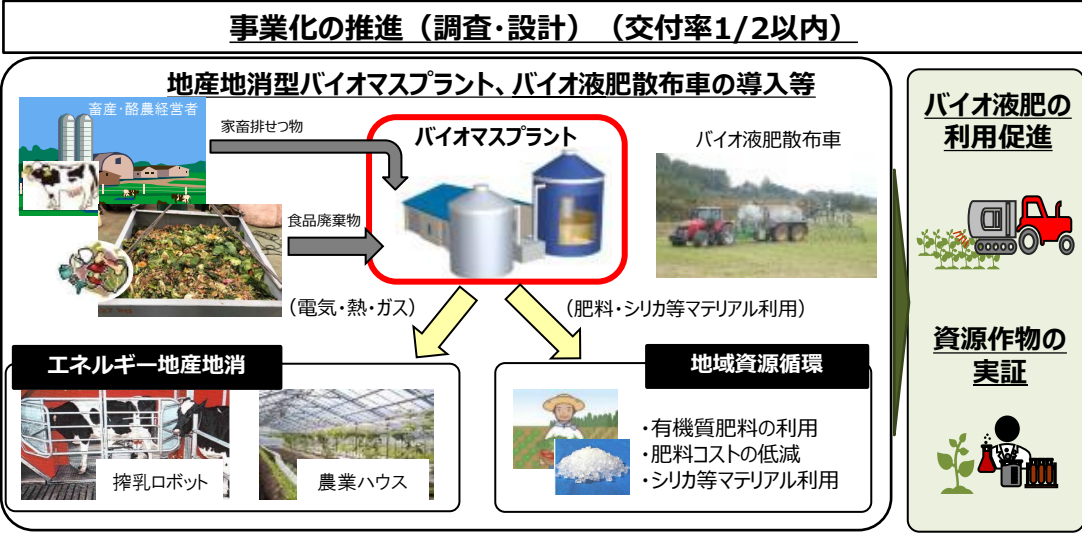
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員等（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



環境負荷低減の取組を支える基盤強化

- ① 環境負荷低減に資する資材の生産・販売、② 環境負荷を低減して生産された農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設整備等の取組を支援
- ＜導入対象となる機械・設備・施設等のイメージ＞ ＜支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ＞



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房環境バイオマス政策課 （03-6738-6479）

（2の事業）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ （03-6744-7186） 11